

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

【令和5年8月1日予定】

※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
(※)初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であつて、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



国民への周知・啓発

- ✓ 患者がまずは地域の「かかりつけ医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する。
- ✓ 状態が落ち着いたら逆紹介を受けて地域に戻る受診の流れを明確化。

かかりつけ医機能を担う医療機関



・病院の外来患者の待ち時間の短縮
・勤務医の外来負担の軽減等の効果を見込む



分野別のご案内

施設案内

各種申請

調査・統計

職員募集

問合せ

現在のページ 東京都保健医療局 > 医療政策 > 医療・保健施策 > 東京都保健医療計画関連事項 > 紹介受診重点医療機関

紹介受診重点医療機関

紹介受診重点医療機関とは

- かかりつけの医療機関からの紹介状を持って、受診いただくことに重点をおいた医療機関です。
- 紹介受診重点医療機関は、手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来に重点をおいています。
- 「かかりつけの医療機関」と、「紹介受診重点医療機関」の役割分担により、適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮等が期待されます。



- 紹介状を持たずに、紹介受診重点医療機関を受診した場合、医療費の一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」がかかる場合があります。

📄 「特別の料金」（厚生労働省）

東京都内の紹介受診重点医療機関

医療機関が報告した「外来機能報告」の結果をもとに、「地域医療構想調整会議」において協議が整った医療機関を、「紹介受診重点医療機関」として公表する予定です。

都民の皆様へ

- 医療機関の機能・役割分担に応じた受診をお願いします。

東京都保健医療計画関連事項

1. 東京都医療機能実態調査
2. 【募集終了】「東京都保健医療計画 中間見直し（案）」について御意見を募集します
3. 東京都医師確保計画
4. 東京都外来医療計画
5. 医療療養病床から介護保険施設等への転換意向調査
6. 東京都地域医療構想
7. 東京都保健医療計画推進協議会
8. 東京都保健医療計画（平成30年3月改定）全文
9. 東京都医療機能実態調査の結果について
10. 東京都保健医療計画上の既存病床数の状況



厚生労働省リーフレット

- 「医療機関へのかかり方」参考情報

[「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ（大人編）」](#)

[「上手な医療のかかり方（厚生労働省）」](#)

よくあるご質問

Q1 紹介状を持たずに紹介受診重点医療機関を受診した場合にかかる「特別の料金」は、いくらぐらいですか。また、救急等で受診した場合にも、「特別の料金」は、かかりますか。

A1 「特別の料金」は、下表以上の金額で、各医療機関が定めています。具体的な金額は、医療機関にお問合せください。

救急や公費負担医療（医療費助成）など、「特別の料金」がかからない場合もあります。詳細は、下記リンク（厚生労働省リーフレット）を御覧ください。

【国が定める「特別の料金」の最低額】

初診	医科	7,000円以上
	歯科	5,000円以上
再診	医科	3,000円以上
	歯科	1,900円以上

[「特別の料金」（厚生労働省リーフレット）」](#)

Q2 特定機能病院（大学病院本院など）や地域医療支援病院も、かかりつけの医療機関からの紹介状を持った受診に重点をおいていますが、紹介受診重点医療機関とは、何が違うのですか。

A2 特定機能病院や地域医療支援病院は、病院の持つ機能に基づき承認されています。一方、紹介受診重点医療機関は、医療資源を重点的に活用する外来機能に着目した制度です。

紹介受診重点医療機関には、多くの特定機能病院や地域医療支援病院が含まれるほか、特定機能病院等以外の病院・診療所もあります。

Q3 どのような協議をして、「紹介受診重点医療機関」を公表したのか、教えてください。

A3 外来機能報告に基づき、医療機関の意向や医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（初診に占める割合40%以上かつ再診に占める割合25%以上）等を基に、二次保健医療圏ごとの地域医療構想調整会議で協議を行い、協議が調った医療機関を公表しました。

[令和5年度第1回東京都地域医療構想調整会議リンク](#)

その他「紹介受診重点医療機関」に関連する情報

 ■ 紹介受診重点医療機関の概要（厚生労働省）

 ■ 紹介受診重点医療機関（厚生労働省）

 ■ 外来機能報告（厚生労働省）

 ■ 病床機能報告・外来機能報告（東京都）

 ■ 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

※紹介受診重点医療機関を検索できます。

お問い合わせ

このページの担当は [医療政策部](#) [医療政策課](#) です。

[ページの先頭へ戻る](#)

[お問い合わせ](#) | [サイトポリシー](#) | [個人情報保護基本方針](#) |

東京都保健医療局：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話：03-5321-1111(都庁代表)

Copyright © Bureau of Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.